

青森県報

第五十四号

令和元年
九月六日
(金曜日)

目次

告 示

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額の変更……………(人事課) ……一

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正……………(同) ……三

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正……………(同) ……三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……四

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……四

○砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……四

○選挙管理委員会
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体……………(事務局) ……五

○みちのく有料道路、青森空港有料道路及び第二みちのく有料道路の通行料金の変更……………(道路公社) ……五

告 示

青森県告示第二百八十三号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号)第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額を次のように変更する。

令和元年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

次の表の上欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年五月十一日青森県告示第三百七十二号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正。以下「平成三十年告示」という。)	三、九三〇円	三、九四〇円
平成三十年告示附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金及び休業補償に係る平成二十九年五月二十二日青森県告示第四百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正。以下「平成二十九年告示」という。)	三、九二〇円	三、九三〇円
平成二十九年告示附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金及び休業補償に係る平成二十八年五月二十七日青森県告示第三百七十三号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正。以下「平成二十八年告示」という。)	三、九三〇円	三、九五〇円

青森県告示第百八十四号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号（青森県議会議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定
める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

令和元年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九〇〇円	一三、二八五円
二十歳以上二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二一、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、二二一円	一九、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円

七十歳以上

三、九六〇円

一三、二八五円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第百八十五号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次
のように改正する。

令和元年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百五十円」
に、「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、表随時介護を要する状態の
項中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に、「二万八千六百円」を
「三万五千四百円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第
百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和元年九月六日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
大里脳神経リハビリテーションクリニック	八戸市新井田西三丁目一五の一五	令和元年・九・一
ハッピー調剤薬局八戸類家中央店	八戸市類家四丁目四一の五	〃
ナースステーションまごの手	青森市沖館五丁目八の五	〃

青森県告示第二百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和元年九月六日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
おかしま調剤薬局むつ店	むつ市緑ヶ丘三五の二	令和元年・八・一

青森県告示第二百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和元年九月六日

青森県知事 三村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	指 定 日
	名 称	所 在 地		
西澤 尚徳	独立行政法人 国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野 町一	耳鼻咽喉科（聴覚障 害、平衡機能障害、 音声機能障害、言語 機能障害） そしやく 機能障害	令和元年・九・一

公 告

砂利採取業務主任者試験の施行

令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

令和元年九月六日

青森県知事 三村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 令和元年十一月八日（金）午前十時から正午まで
- 2 場所 青森市安方一丁目一の四〇
青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

令和元年九月三十日（月）から同年十月十一日（金）まで（郵送の場合は、同日

付けの消印のあるものまでを有効とし、直接持参する場合は、前記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から正午及び午後一時から午後五時までに提出すること。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書に貼り付けて納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、定形郵便物二十五グラム以内の郵便料金分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に郵送すること。

出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成三十一年四月二日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

雑報

青森県道路公社公告第一号

みちのく有料道路、青森空港有料道路、第二みちのく有料道路の通行料金の額を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

令和元年九月六日

青森県道路公社理事長 鈴木 潔

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
えがお社会	大久保 利夫	佐藤 うた	下北郡風間浦村大字易国間字易国間七七の一
小山内よりひと後援会	小山内 頼人	小山内 亜季	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東村井二〇の九
恭進会	津島 恭一	葛西 憲次	弘前市大字若党町一九の一
進め！ドクター大竹の会・西北五	工藤 和豊	水島 康雄	五所川原市大字漆川字鍋懸八六の一
竹原義人後援会	越後 一雄	竹原 俊吉	三戸郡三戸町大字川守田字関根川原四の二一
仲谷良子後援会	前田 巴子	駒田 正義	青森市青柳一丁目三の一四
藤田光彦後援会	藤田 光彦	藤田 光彦	三沢市桜町二丁目一の一四
藤森とも子後援会	山本 信悦	新保 英治	むつ市緑ヶ丘二二の六
柳田せいいつ後援会	柳田 晴夫	柳田 幹男	弘前市大字外崎四丁目八の一
山端ひろし後援会	山端 政博	坂本 裕希	十和田市東二十二番町五の八

一 料金の額
みちのく有料道路

区車種分の	料金の額 (通行一回当たり)
普通車	八六〇円
大型車(Ⅰ)	一、三二〇円
大型車(Ⅱ)	三、〇八〇円
軽自動車等	六五〇円
軽車両等	八〇円

青森空港有料道路

区車種分の	料金の額 (通行一回当たり)
普通車	一二〇円
大型車(Ⅰ)	三四〇円
大型車(Ⅱ)	七六〇円
軽自動車等	一五〇円
軽車両等	二〇円

第二みちのく有料道路

区車種分の	料金の額 (通行一回当たり)
普通車	一二〇円
大型車(Ⅰ)	三三〇円
大型車(Ⅱ)	七四〇円
軽自動車等	一五〇円

二 実施時期

令和元年十月一日から実施する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭